

諮問番号：平成28年度諮問第4号

答申番号：平成29年度答申第2号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が行った債権（審査請求人のAとの建物更生共済契約（以下「本件共済契約」という。）に基づく共済金等の支払請求権）の差押処分（以下「本件債権差押処分」という。）についての審査請求は理由がないため棄却されるべきであるという審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件は、審査請求人が経営する会社（以下「審査請求人経営会社」という。）の存続に関わる事案である。
- 2 本件債権差押処分に係る債権には、Bの質権が設定されている。また、本件共済契約自体も解約となり、平成28年9月30日に失効した。
- 3 処分庁から審査請求人所有の不動産の差押処分（以下「審査請求人不動産差押処分」という。）がなされているため、本件債権差押処分は、重複差押えである。このような本件債権差押処分は、金融機関に対する審査請求人及び審査請求人経営会社の信用を失墜させ、信用取引業務を妨害することを意図して行われたと解釈できる。
- 4 審査請求人は、処分庁の職員に対し、審査請求人不動産差押処分の執行停止を求め、当該職員との話し合いの結果、審査請求人経営会社が積み立てていた保険金の中途解約返戻金を換価して対応することとしたが、実際には執行停止が行われなかった。約束どおり、審査請求人不動産差押処分は執行停止されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件債権差押処分についての審査請求は、理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 本件債権差押処分による差押えについて

##### ア 本件債権差押処分の成立について

- (ア) 納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないとされ（地方税法（昭和25年法律第226号）第371条第1項）、滞納者が督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に

係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている（同法第373条第1項第1号）。

- (イ) 審査請求人は、平成14年度分から平成22年度分までの合計27期分に係る固定資産税（以下「本件各固定資産税」という。）を各納期限までに完納しなかった。そこで処分庁は、審査請求人に対し、本件各固定資産税のそれぞれの納期限後20日までの日となる平成14年8月20日から平成22年12月21日までの間に、それぞれに係る督促状を発送した。その後、審査請求人が本件各固定資産税の滞納徴収金（合計額83万4800円）を完納しなかったため、処分庁は、本件債権差押処分を行った。本件債権差押処分は、これらの督促状を発送した日から起算して10日を経過した日後である平成28年6月27日に行われており、同日現在において、本件各固定資産税の徴収金が完納されていないことからすると、地方税法第373条第1項第1号が規定する差押えの要件が満たされていたと認められる。

イ 本件債権差押処分の効力の発生について

- (ア) 債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うとされ（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第1項。地方税法第373条第7項の規定による。以下根拠法として国税徴収法を引用する部分において同じ。）、その効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときに生ずるとされている（国税徴収法第62条第3項）。

- (イ) 審査請求人によると本件共済契約は、保険金の支払が不可能となったことにより、平成28年9月30日（処分庁の調査によると、同年10月1日付け）に失効した。しかし、処分庁は、当該失効日前の同年6月27日に、本件債権差押処分に係る債権差押通知書を第三債務者であるAに送達した。このことにより、本件債権差押処分は、本件共済契約の失効前に効力を生じている。

なお、処分庁によると、本件債権差押処分に係る債権のうち解約返戻金が、平成28年5月30日現在において44万0179円存在した。

ウ 本件債権差押処分と質権との優劣について

- (ア) 本件債権差押処分に係る債権には、Bの質権が設定されている。このような場合、本件各固定資産税の徴収金と当該質権により担保される債権との間の優劣は、本件各固定資産税の法定納期限等と当該質権の設定との先後によって決することになる（地方税法第14条及び第14条の9）。

- (イ) 本件各固定資産税のそれぞれの法定納期限等は、平成14年4月30日から平成22年4月30日までの期間内の日である。一方で、当該質権の設定日は、平成23年5月17日であるため、本件各固定資産税の法定納期限等の後となる。

したがって、本件各固定資産税の徴収金は、当該質権により担保される債権に優先することになる。

エ 本件差押えの意図について

- (ア) 本件債権差押処分が重複差押えであるという審査請求人の主張は、本件各固定資産税の滞納徴収金を満足させるためには審査請求人不動産差押処分が十分であり、本件債権差押処分は不必要であるとの主張と解される。

- (イ) 国税徴収法によると、税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえる

ことができない（同法第48条第1項）。この場合、税を徴収するために必要な財産とは、差押えの起因となる税がその差押えによって満足を受けることができる財産をいい、通常は差押えをする時におけるその財産の処分予定価額と徴収すべき税の額とを比較して判定するが、その財産上に税に優先する抵当権等があるときは、その額を財産の処分予定価額から差し引いた価額により判定することとされている（大阪高裁昭和39年12月3日判決等）。

- (ウ) これを本件についてみると、既に審査請求人不動産差押処分が行われており、平成28年度固定資産税評価額から算定した当該不動産の処分予定価額は、2195万2000円である。一方で、当該不動産には、審査請求人経営会社を債務者、Bを根抵当権者とする極度額4100万円（4件の根抵当権の極度額の合計）の根抵当権が、また、審査請求人経営会社を債務者、Cを根抵当権者とする極度額2000万円の根抵当権が、それぞれ設定されている。

本件各固定資産税の徴収金とこれらの根抵当権により担保される債権の優劣は、本件各固定資産税の法定納期限等とこれらの根抵当権の設定との先後によって決することになる（地方税法第14条及び第14条の10）。本件各固定資産税の法定納期限等はいずれも平成14年4月30日以降の日であるところ、Bの根抵当権は昭和54年11月5日、昭和57年5月29日、昭和58年2月5日及び同月10日に、Cの根抵当権は昭和62年2月12日に、それぞれ設定されている。これらの根抵当権は、本件各固定資産税の法定納期限等以前に設定されているため、本件各固定資産税の徴収金に優先することになる。

次に、処分予定価額と本件各固定資産税に優先する根抵当権の額の比較を行うと、根抵当権が一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するために設定される抵当権であることを考慮して極度額の合計額をもって比較すべきであるところ、本件各固定資産税に優先する根抵当権の極度額の合計額6100万円は、処分予定価額（概算評価額）2195万2000円をはるかに上回っている。

- (エ) そうすると、現在、審査請求人不動産差押処分及び本件債権差押処分による充当の見込額は、後者の本件債権差押処分による44万0179円のみとなり、この金額は本件各固定資産税の滞納徴収金の合計額83万4800円に満たないことが認められる。よって、本件債権差押処分は、審査請求人が主張していると解される税を徴収するために必要な財産以外の財産に対する不当な差押えに当たらない。

また、本件債権差押処分を行う際の処分庁の意図が、第2の3で審査請求人が主張している金融機関に対する審査請求人及び審査請求人経営会社の信用の失墜及び信用取引業務の妨害にあるといえるような事情も見受けられない。

#### オ 差押制限について

本件債権差押処分が行われた時点において、徴収猶予（地方税法第15条）、職権による換価の猶予（同法第15条の5）、申請による換価の猶予（同法第15条の6）及び滞納処分の停止（同法第15条の7）のいずれも行われていなかった。また、本件債権差押処分に係る債権は、差押禁止財産（国税徴収法第75条から第78条まで）のいずれにも該当すると認められない。

よって、本件債権差押処分が行われた時点において、差押えが制限されていなかった

と認められる。

カ 約束による執行停止について

審査請求人は、過去に処分庁と執行停止について交渉した経緯等を述べた上で、両者の約束により審査請求人不動産差押処分が執行停止されるべきである旨主張するが、これは、本件債権差押処分の違法性・不当性とは異なる内容の主張であるため、本件審査請求の審理において判断の対象とはならない。

キ まとめ

以上のとおり、本件債権差押処分による差押えについて、違法・不当はない。

(2) その他について

ア 本件債権差押処分の根拠規定は、地方税法第373条第1項第1号であると考えられるが、本件債権差押処分に係る差押調書（以下「本件差押調書」という。）には国税徴収法第47条第1項第1号が記載されている。

イ 差押処分は、滞納処分の第一段階にあるもので、地方税法は、その第373条第7項において、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると定めている。これは、差押処分を含めた滞納処分については、国税徴収法に規定する手続が、同法及びこれに基づく政令、省令等を含めて当てはめられるというもので、このことは、差押処分を始めとする滞納処分においては、地方税法と国税徴収法が一体となって運用されることを意味するものである。

加えて、本件差押調書において、年度、税目、納期限及び金額が記載されていることにより、仮に根拠法令が記載されていなかったとしても、差押処分の根拠法令に関する情報が明確にされているともいえる（大阪地裁平成26年1月23日判決）。

これらのことを考慮すると、この根拠規定を記載したことをもって審査請求人の不服申立てに支障が出たとまでは直ちにいえないため、この記載により本件債権差押処分の効力が否定されるものではない。

(3) まとめ

以上の次第であるから、本件債権差押処分は、違法又は不当であるとはいえない。

#### 第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

審理員意見書について以下の点を修正した上で、その修正後の審理員意見書の内容のとおり、本件債権差押処分は、違法又は不当であるとはいえない。

1 本件差押えの意図について（第3の2の(1)のエのウ)

地方税法第14条の12第1項によれば、「地方団体の徴収金に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその地方団体の徴収金に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。」とされており、本件は、根抵当権者のBが差押通知書を受領したときにおける債権の元本の金額が明らかであることから、処分予定価額と本件各固定資産税に優先する根抵当権の極度額の合計額とを比較している部分は、Bの債権の元本の金額と、債権の元本の金額が不明であるCの根抵当権の極度額との合計額をもって比較するよう修正する。

2 差押制限について（第3の2の(1)のオ)

国税徴収法基本通達第151条関係9及び第151条の2関係12によれば、「換価の猶予

をした場合は、既にした差押財産についての差押えは解除せず、また、督促及び新たな差押えをすることもできる」とされており、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予の存否は、差押えの効力に影響を及ぼさないことから、審理員意見書における職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する部分を削除する。

## 第5 調査審議の経過

平成29年3月24日	審査庁から諮問書を受領
平成29年4月17日	第1回合議体会議 調査審議
平成29年5月15日	第2回合議体会議 調査審議
平成29年6月12日	第3回合議体会議 調査審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件債権差押処分 of 適法性及び妥当性について

- (1) 本件債権差押処分は、審査請求人が本件各固定資産税を各納期限までに完納しなかったため、督促状が発せられ、その発出日から起算して10日を経過した日に行われたものであり、本件各固定資産税の徴収金も完納されていないことから、地方税法第373条第1項第1号の規定により、差押えの要件が満たされていたことは明らかである。
- (2) 審査請求人は、本件債権差押処分に係る債権にBの質権が設定されていること及び当該債権に係る本件共済契約が平成28年9月30日に失効していることを主張するが、そもそも質権が設定されていることをもって債権の差押えを禁止するという法令等の規定はないこと、また、本件債権差押処分は、本件共済契約の失効前の同年6月27日に行われ、効力が生じていることから、当該主張には理由がない。
- (3) さらに、審査請求人は、本件債権差押処分が、審査請求人不動産差押処分と重複差押えである旨主張するが、当該不動産には本件各固定資産税に優先する根抵当権が設定されていたところ、当該不動産の処分予定額、根抵当権により担保される債権の元本の金額等を考慮すると、当該不動産の公売による配当が見込めない状況であったことが認められることから、本件債権差押処分は、本件各固定資産税の徴収金を徴収するために必要な財産以外の財産に対する差押えに当たるとはいえない。また、本件債権差押処分が行われていた時点において、処分庁による徴収猶予（地方税法第15条）及び滞納処分の停止（同法第15条の7）のいずれも行われていないため、それらの事由により差押えが制限されるという事情もなかった。
- (4) 以上のことから、本件債権差押処分は違法又は不当であるとはいえないという審査庁の判断は、妥当である。

### 2 その他

本件差押調書において、本件債権差押処分の根拠として国税徴収法が記載されていたが、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第21条によれば差押調書の記載事項に差押処分の根拠法令は含まれないから、本件債権差押処分の効力が否定されるものではないとする審査庁の判断は、結論において妥当である（大阪地裁平成26年1月23日判決参照）。

広島市行政不服審査会合議体

委員(合議体長) 大久保 隆志、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実